

## 戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の意義\*

内藤光博

### 1. はじめに

2000年11月29日、東京高等裁判所第17民事部において、花岡事件訴訟の和解が成立した。花岡事件訴訟は、アジア太平洋戦争中、鹿島組（現・鹿島建設株式会社）の強制連行・強制労働により被害を受けた中国人たちが、民事上の不法行為に基づく損害賠償を求めて提訴した訴訟である。この訴訟は、民間企業の戦争責任を追及する訴訟としてあまりにも有名であり、数多くの戦後補償裁判の中でも、犠牲者の多さと凄惨さにおいて特筆すべき大事件として、強制連行・強制労働に関する象徴的な裁判として注目されてきた。

今回の和解では、鹿島建設が5億円の出資をし、信託による基金を設立して、鹿島組による強制連行・強制労働により被害を受けた全被害者（986名）に補償ないし賠償を行うことを可能にし、鹿島建設による強制連行・強制労働事件の「全体解決」が図られることとなった。通常の民事裁判における和解は（判決の場合もそうであるが）、その効力が訴訟当事者に限定されることを思うと、信託方式を用いた和解という方式による補償ないし賠償は、訴訟に加わっていない全被害者に補償を行うことを可能にする画期的な司法的解決の方法であり、今後の戦後補償裁判のあり方や戦後補償立法の議論にも大きな影響を与えるものと考えられる。

以上のような視点から、本稿では、戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の法的・歴史的意義について考察を加える<sup>1)</sup>。

それに先立ち、次章では、本件和解の意義を十分に理解するために、和解に至るまでの経緯について、花岡事件被害者と鹿島建設との自主交渉の経緯、および提訴後の東京地裁判決の内容を詳細に辿ることにより、問題の本質を明らかにしておきたい。

### 2. 和解に至る経緯と和解の骨子 — 自主交渉・東京地裁判決から控訴審和解へ

#### (1) 花岡事件の概要

アジア太平洋戦争末期の1944年8月から1945年6月までに、中国国民党および八路軍に所属

---

\* 本稿は、本研究所2000年度グループ研究助成「東北アジアの法と政治」（代表、石村修・専修大学法学部教授）の研究の一部である。なお本稿執筆に当たり、花岡事件訴訟の代表弁護人である新美隆・弁護士から、花岡事件訴訟に関する貴重な訴訟記録をお借りするとともに、有益なコメントをいただいた。ここに記して心より感謝申し上げる。

する兵士またはその協力者として日本軍に逮捕され、あるいは捕虜とされた中国人（「俘虜」という）986名が、秋田県大館市の花岡鉦山にあった鹿島組花岡出張所に強制連行され、中山寮という「収容所」に強制収容された。そこで、中国人強制連行労働者らは、鉦床がその下を走る花岡川の改修工事や水路変更工事に強制的に従事させられた。そこでの強制労働では、長時間の重労働や暴行・虐待などが行われ、死者が続出した。こうした奴隷的労働に耐えかねた中国人強制連行労働者らは、1945年6月30日、遂に一斉蜂起し、日本人監視員4名、中国人1名を殺害し、山中に逃亡したが、憲兵隊に鎮圧され、すべての者が逮捕された。この事件では、憲兵隊の鎮圧および逮捕後の拷問等により100名以上が殺害され、それ以前の虐待や栄養失調で死亡した者をあわせると、合計で418名の中国人強制連行労働者が、解放されて帰国するまでに死亡している。

しかし奇妙なことに、日本の敗戦にもかかわらず、1945年9月11日、秋田地方裁判所は、この事件の首謀者とされた大隊長・耿諄（ゴン・チュン）氏ら11名に対し、無期懲役を含む懲役刑を言い渡したのである。その後、日本の戦争犯罪者を処罰するために国際軍事法廷が設置されたが、この花岡事件に関し、1948年3月1日、アメリカ第8軍戦争犯罪横浜法廷（BC級戦犯裁判）は、人道に対する罪にあたるとして、当時の鹿島組現場責任者のうち、監視員3名に対し絞首刑、1名に対し終身刑を、警察関係者2名に対し禁固20年を宣告した。しかし、後に、絞首刑は無期に減刑されるなどして、被告全員が釈放されている。

このように、花岡事件では、鹿島組現場責任者が戦争犯罪者として処罰されたのであるが、その後、鹿島建設株式会社（以下、「鹿島建設」とする）および日本政府は、鹿島組により強制労働に従事させられた全被害者に対してはもとより、花岡事件で殺害されたり、身体に傷を負わされたりした被害者自身あるいはその遺族に対しても、補償や賠償はおろか謝罪をもすることはなかった。

## （2）1990年「共同発表」

その後花岡事件は、被害者ら一部の人々の間では語り続けられたものの、長らく続く冷戦の下での日中両国の国交断絶状態、そして中国国内政治の激動の中で、人々の口吻に上ることはなかった。しかし、この事件の傷の痛みは、少なくとも被害者とその遺族の心の中では、癒えることなく残り続けていたのである。

1989年12月に、花岡事件の生存者および遺族は、謝罪・記念館の建設・補償の3項目を要求する「公開書簡」を鹿島建設に送り、戦争中鹿島建設の行った強制連行・強制労働の実態が、広く知られるに至った。翌1990年には、耿諄氏らが来日し、鹿島建設と直接交渉を行うこととなった。その結果、同年7月5日、耿諄氏ら花岡事件の生存者および遺族と鹿島建設との間で3項目からなる「共同発表」が行われた<sup>2)</sup>。その中で、生存者および鹿島建設双方は、つぎの

ことを確認した（資料2・「共同発表」参照）。

1) 鹿島建設は、花岡鉦山での強制連行・強制労働が1942年の「閣議決定に基づく」「歴史的事実」であることを認め、「企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者及びその遺族に対し深甚な謝罪の意を表明する。」

2) 鹿島建設は、上記「公開書簡」での3項目の要求について、「双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。」

3) 被害者・鹿島建設双方は、周恩来の「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」との精神に基づき、「生存者・遺族の代理人との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。」

しかしその後、「鹿島建設は、解決に向かうよりも『共同発表』を何とか骨抜きにして反故にせんとする姿勢が顕著になった。<sup>3)</sup>」そして、補償交渉は決裂し、1995年6月28日、耿諄氏ら花岡事件被害者および遺族計11名が、鹿島建設を相手取り、強制連行・強制労働およびこれにともなう暴行・虐待を受け、肉体的・精神的損害を被ったとして、不法行為および安全配慮義務不履行に基づく損害賠償として、ひとりあたり550万円、計6,050万円を求めて、東京地方裁判所に提訴するに至ったのである<sup>4)</sup>。

### (3) 1997年東京地裁判決

原告側は、つぎの2つの主張に基づき、提訴した。

#### ① 民法上の不法行為

被告・鹿島建設は、帝国日本政府による1942年の閣議決定（華人労働者内地移入ニ関スル件）および1944年の次官会議決定（華人労働者内地移入ノ促進ニ関スル件）を受けて、原告ら中国人を強制連行した。すなわち、1941年に、中国人俘虜等を使い日本の労働力不足を補充すべく、俘虜の教育・訓練および供出業務を行うために設立された「華北劳工協会」との間で、1944年、同協会が「保管」し「供出」する中国人を被告が「使用」するとの内容の「劳工」供出契約の名の下に、被告が原告らを日本に強制的に連行したのである。そして被告は、原告・中国人強制連行者に対し、花岡鉦山において、強制労働および虐待を繰り返した。これらの行為は、暴力による威嚇によって強制的に過酷かつ非人道的な奴隷的労働を禁止する「ハーグ条約（陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約）」、「ジュネーブ条約（俘虜ノ待遇ニ関スル条約）」、「奴隷条約」並びに「強制労働ノ禁止ニ関スル条約」に反する違法な行為であり、これら条約は国際的な承認を有する規範として国内法における公序あるいは条理の内容を形成するので、本件の強制連行・強制労働は、民法上の不法行為（民法709条）にあたる。

不法行為に因る損害賠償請求権は、不法行為の時より20年経過した時に消滅すると規定する民法724条後段は、消滅時効を規定したものである。そして消滅時効の起算点は、権利が現実期待できる時と解すべきであるが、第2次世界大戦後の日中関係や中国国内の事情によれば、

原告らが、本件不法行為に基づく請求をすることは現実には不可能である。そしてこれが可能になったのは、日本政府が中国人の「移入」が強制連行であったことを認めた1994年6月22日であるのだから、この日をもって消滅時効の起算点とすべきである。

鹿島建設は、1990年7月5日の「共同発表」で法的責任を認めているのであるから、この時点で時効利益を放棄したものと解すべきである。鹿島建設の不法行為は、戦争犯罪として残虐性が高いこと、虐待や強制労働による不法行為によって事業利益を得た上、戦後、鹿島建設は、中国人を雇ったことにより損害を受けたとして、日本政府から補償金まで得ていること、鹿島建設は、不法行為の関係資料の隠滅や虚偽資料の作成を行ったこと等に鑑みると、鹿島建設の消滅時効の援用は権利の濫用にあたる。

民法724条後段が「除斥期間」に関する規定であるとしても、除斥期間の適用に際しては、信義則違反や権利濫用理論の適用が認められるので、鹿島建設が除斥の利益を主張することは、除斥利益放棄の撤回にあたり、信義則に背し、権利濫用であって許されない。

## ② 安全配慮義務違反

原告と被告・鹿島建設の間には、労働力の提供に関する契約関係あるいは鹿島建設が労働力の提供を受けることを正当化する法令上の根拠は存在せず、強制労働の実態は単なる組織的な犯罪行為である。しかし、鹿島建設が原告らの起居寝食の一切を支配し、原告ら強制労働者を使役し利益を得た以上、鹿島建設は、原告らの生命身体の安全はもとより、安全かつ適当な環境を享受できるように必要な措置をとるべき信義則ないし条理に基づく義務を負うものである。

華北勞工協会と被告・鹿島建設との間で締結された「勞工」契約は、「勞工（華人勞務者）」の契約期間、作業の種類、作業組織、賃金、作業用具の負担者、就労時間、宿舍施設、生活必需品の調達、衛生施設等の使用条件を定めており、原告ら強制連行労働者に対する安全配慮義務を鹿島建設が負うことを内容としており、第三者のためにする契約に該当する。この供出契約の効力については、それが法的外形に過ぎないことを理由にこれを否定することは、禁反言の原則に反する。原告らは、この供出契約に基づいて強制連行され、被告・鹿島建設に使役されることについて同意した事実は一切ないが、健康維持や労務提供可能な程度の体力を維持するために必要な食料の支給、肉体的・精神的疲労を癒やし、体力を回復するために必要な宿舍の提供、衛生管理や疾病に陥った場合の休養や治療、気候や労働環境に適した衣服・靴などの支給、現場指導員らが暴力を用いて労働の強制を行わないように教育・監督を徹底すること、暴力を用いた指導員を発見した時には速やかに排除して再発防止をすること、過重な労働を強制し疲労の蓄積や衰弱による疾病に患らないよう休養をとらせることなどの安全配慮を再三要求しており、受益の意思表示をしている。したがって、被告は、原告らに上記供出契約に基づく安全配慮義務を負う。

被告は、華北労工協会から「労工」供出契約によって、原告ら中国人に対する包括的支配権を譲り受け、労務指揮権を有するに至ったのであり、この強力な支配服従関係から直接に安全配慮義務を根拠づけることができるし、当時の国家総動員体制下で、徴用された従業者と事業主とは直接的な契約関係に立つわけではないが、政府の指示・命令に基づく従業条件によって労働関係上の権利義務が成立するものと解せられるので、被告には安全配慮義務が生ずると解される。

以上のような原告側の主張に対し、東京地方裁判所民事第13部（園部秀穂・裁判長）は、提訴後2年半にわたり、計7回の公判を行ったが、1997年12月10日、上記2つの主張に対し、いずれも事実関係の主張・立証を行うことなく（事実審理を行わず）、法律審理のみに基づいて、つぎのような判決を下した<sup>5)</sup>。

#### ① 不法行為に基づく請求について

民法上の不法行為（使用者責任）については、「最も中国への帰国が遅い原告張肇国においても昭和二三年三月には被告による日本への強制連行という状態から脱しているというのであるから、・・・遅くとも昭和二三年三月末日の時点において、・・・強制連行、労働強制等の不法行為が終了していたことになる。」

民法724条後段の規定については、1989年の最高裁判決（最高裁平成元年12月21日第1小法廷判決・民集43巻12号2209頁）に依拠し、「不法行為に基づく損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、被告の原告らに対する不法行為終了から本訴が提起された平成七年六月二十八日までに既に四七年が経過しているから、原告ら主張の不法行為に基づく損害賠償請求権は除斥期間（二〇年）の経過により消滅した。」

また、除斥期間の援用や放棄の概念については、「原告らは、被告が法的責任を認める旨の共同発表を行ったことや被告の不法行為が戦争犯罪であり残虐性が高いこと等の事実を照らせば、被告が除斥期間経過による利益を受けることを放棄したと解すべきであるし、本訴において除斥期間の適用による利益を受けるのは権利の濫用である旨主張するが、除斥期間は、その性質上、援用ないし放棄の概念を入れるべき余地はないものと解すべきである」とした。

#### ② 安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求について

安全配慮義務については、1975年の最高裁判決（最高裁昭和50年2月25日第3小法廷判決・民集29巻2号1143頁）が解釈基準として示した、「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」という見解を踏襲した。そして、最高裁の解釈基準にいう「法律関係」については、『法律関係』が認められるためには、当該労働者が当該使用者の指揮監督の下に労務に服すべき明らかな契約

関係があること、又は少なくともそれに準ずる直接の契約関係を観念し得る法律関係があることを要すると解すべきである」とし、「原告らが安全配慮義務の発生根拠として主張する『法律関係』は、結局において被告による中国からの強制連行及び花岡出張所における強制労働という支配の事実を過ぎず」、「被告と本件労働者との間の直接の契約関係ないしこれに準ずる法律関係についての的確な主張ということはでき」ないと判示した。

この東京地裁が下した判決（いわゆる園部判決）は、戦後補償裁判のもつ歴史的・法的问题性を考慮することなく、形式的な法解釈論に終始したものであった。この判決は以下の点で、きわめて不適切な判決であったといえる<sup>6)</sup>。

第1の問題として、園部判決では、不法行為に基づく請求について、民法724条後段の規定を除外期間と解し、形式論的に、20年の時間的経過により損害賠償請求権は消滅したとしている点である。除外期間の問題は、戦後補償裁判における最大の法的障碍の一つである。民法学上、724条後段の解釈については、消滅時効説と除外期間説との対立がある<sup>7)</sup>。民法724条後段の規定を消滅時効と解すると、時効の中断が認められる。この消滅時効説に立った場合、戦後の日中両国の関係を考慮すると、被害者らが強制連行・強制労働という「重大なる人権侵害」に対する被害回復のための権利や、裁判による損害賠償の請求権を行使できなかったという歴史的・政治的事情が認められ、時効は中断されると考えられるべきである。さらに鹿島建設は、1990年7月5日の「共同発表」で法的責任を認め、謝罪をしているのであるから、この時点で時効にともなう利益を放棄したものと解すべきであろう。また、除外期間説をとったとしても、本件が戦争状態という異常な政治的・社会的状況の中で行われたということ、そして強制連行・強制労働が、「奴隷的拘束」と「意に反する苦役」という基本的人権に関わる問題であるとともに、国際法上「人道に対する罪」という戦争犯罪にあたる行為であり、「重大なる人権侵害」であること、加害者である鹿島建設および日本国政府が戦後こうした被害を放置し続けたという無責任な態度をとってきたことなど、総合的に判断すべき責務が、裁判所には課されているといえよう。除外期間説をとる場合でも、裁判所は、以上のような戦争責任・戦後補償という歴史的課題を充分考慮し、厳密な事実審理と、現実に行われた「重大なる人権侵害」に対する回復を図るべく、正義と公正を旨とする条理にかなった法律解釈を行う必要があるであろう<sup>8)</sup>。

第2の問題として、園部判決では、安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求の主張についても、何ら事実審理を行うことなく、形式的法解釈論で簡単に棄却している点である。とりわけ、原告らが安全配慮義務の根拠としてあげている法律関係は、「結局において被告による中国からの強制連行及び花岡出張所における強制労働という支配の事実を過ぎず」としている点については、真実を追究し、正しい法解釈を行う裁判所としての役割の放棄とさえ思える。つまり、園部判決の言わんとしていることは、強制連行および強制労働は、何らの

法的評価も加えられない「事実」であるとし、いかなる法律関係も認められないので、安全配慮義務の有無についてはそもそも議論の余地はないとするものである。簡単に言うと、安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任の主張については、法律上の契約関係がないところに債務不履行責任はありえないが故に、事実審理をするまでもなく、法律審理のみで判決を下すに充分であるというのが、園部判決の結論である。しかし、この裁判の核心は、判決の言うところの「支配の事実」がいかなる事実であったのか、またその事実はいかなる法的評価を受けるのかという点にあるはずである。そうであれば、「強制連行がどのように実行され、なぜに可能となったのか、鹿島組花岡出張所で一体何が起こったのかという『支配の事実』を審理することなしに、何物をも導き出すことはできないことはあまりにも自明なことである<sup>9)</sup>」という批判は、蓋し当然のことといえる。

### (3) 東京高裁での審理と和解勧告

この一審判決に対し、原告らは即刻東京高等裁判所第17民事部（新村正人・裁判長）に控訴した。控訴審では、原告ら中国人強制連行労働者と使用者である鹿島建設との間に、東京地裁判決の言う「指揮監督の下に労務に服すべき明らかな契約関係、又は少なくともそれに準ずる直接の契約関係を観念し得る法律関係」があったか否かが最大の焦点となった。具体的には、中国人が日本に強制連行された当時の法的・政治的・行政的・軍事的状況の解明、また「華北劳工協会」の役割と実態などの詳查が原告側弁護団に課せられることになったのである。「控訴理由書」では、法律審理のみで判決を下すことは可能であるとする「原審裁判所の抱いた予断」、民法724条後段を除斥期間と解した原審の解釈の誤り、安全配慮義務の解釈の誤り、「劳工」供出契約について、7・5共同発表と企業責任が詳細に論じられている<sup>10)</sup>。

原告側は、第1審完全敗訴のなかで、事実審理の実現に向け奮闘した。とりわけ強制連行・強制労働の歴史的・法的・政治的解明に大きな努力が払われた。「劳工」供出契約との関連で注目されるのは、1999年2月2日付で東京高裁に提出された田中宏教授の「意見書」、および同年4月16日付で提出された「補充意見書」である。そこでは、国家総動員体制の下、満州国に労務統制と強制連行の原型があったこと、日本国内の労働力補充のために、華北における労務の一元的統制機関として、1941年7月8日「華北劳工協会」が設立されたこと、中国人は「華北劳工協会」と企業との「契約」に基づいて連行されたことが論証されている<sup>11)</sup>。この田中教授の「意見書」により、中国人強制連行・強制労働は、「劳工」供出契約を媒介とする「直接の契約関係を観念し得る法律関係」であることが立証されることになった。

そうした中、東京高裁は、1999年7月16日の第1回進行協議日冒頭において、和解による解決を提案した。鹿島建設側は抵抗したが、同年9月10日の第3回進行協議日に正式にこの和解提案を受け入れ、和解協議に入ることとなった。2000年4月21日には「和解勧告書」が出され

(資料3・「和解勧告書」参照)、同年11月29日の和解成立まで、20回にわたる和解協議が行われることになった。和解協議に際しても、原告側弁護団は、全体的解決のために、中国の公的機関であり、戦争被害者の救援にあたってきた中国紅十字会の和解参加を求めて力を尽くした<sup>12)</sup>。

こうして強制連行・強制労働問題に関する歴史的和解が達成されることになったが、どのような思考に基づき、東京高裁民事17部、とりわけ新村正人・裁判長が和解を提案したのかについては、筆者には知る由もない。しかし、戦後補償に関わる裁判の性質上、ある一定の歴史認識に立つ決意を示したものであることは間違いないであろう。このことは、2000年11月29日に、和解成立を宣言した後に裁判長が朗読した「所感」(資料5参照)に述べられた、つぎの言葉の中に読み取ることができる。

「広く戦争がもたらした被害の回復の問題を含む事案の解決には種々の困難があり、立場の異なる双方当事者の認識や意向がたやすく一致し得るものではないところがあると考えられ、裁判所が公平な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えたゆえんである。」

「本日ここに、『共同発表』からちょうど一〇年、二〇世紀がその終焉を迎えるに当たり、花岡事件がこれとちょうど軌を一にして和解により解決することはまことに意義あることであり、控訴人らと被控訴人との間の紛争を解決するというに止まらず、日中両国及び両国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える。」

ここでは、戦後補償裁判の解決の困難さと裁判所の果たすべき責任と役割が明瞭に示されているとともに、戦後補償裁判の解決が日中両国間の将来的な信頼と発展に結びつくものであるとの認識が明確に述べられている<sup>13)</sup>。

#### (4) 和解条項の骨子

以上のような経緯を経て、2000年11月29日に正式に和解が成立した。概要は以下のとおりである(資料1・「和解条項」参照)。

1) 1990年の「共同発表」を再確認する。ただし、鹿島建設は、法的責任を否定し、中国人受難者側(以下、受難者)は、これを「了解」するとした。

2) 鹿島建設は、受難者に対する慰霊の念の表明として、中国紅十字会に5億円を信託する。

3) 中国紅十字会は、信託金を「花岡平和友好基金」として管理し、適正な運営のために、「運営委員会」を設置する。基金は、日中友好の観点にたち、受難者に対する慰霊や追悼、受難者とその遺族の自立、介護や子弟育英などの資金に充てる。

4) 和解は、花岡事件についてすべての懸案の解決を図るものであり、受難者とその遺族が本件のすべての懸案を解決したことを確認し、今後国内はもとより他の国、地域での一切の



請求権を放棄する。

次章では、以上のような内容を持つ本件和解の特質と、戦後補償裁判におけるその歴史的・法的意義について考察を加えたい<sup>14)</sup>。

### 3. 戦後補償裁判における花岡事件和解の歴史的・法的意義

#### (1) 企業の戦争責任を基礎とした和解条項

本件和解条項は、後に詳述するように、信託方式をとることによって、全体的解決をもたらすことになった。まさに「日本司法の歴史認識と度量を十分に示し」た画期的和解案と評することができよう（資料6・新美隆弁護士「和解成立についての談話メモ」参照）。

和解条項1条は、当事者双方は「共同発表」を再確認するとし、和解の法的基礎を、1990年7月5日の原告側と鹿島建設側の「共同発表」に求めている。

「共同発表」の中で、鹿島建設は、花岡事件について「閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実」と認め、「企業としても責任があることを認識し、」受難者その遺族に「深甚な謝罪の意を表明する」としている。さらに、このことにつき、双方が話し合いによって解決に努めねばならない問題であることを認め、以後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決を目指す、とした。

2000年4月21日の東京高裁による和解勧告書前文では、「当裁判所は、花岡事件に関する諸懸案事項は当事者双方が平成二年（西暦一九九〇年）七月五日の『共同発表』に立ち返り、協議に基づいて解決することが肝要であり、かつ意義あるものであると思料し、和解に当たり当事者双方が承認すべき基本的合意事項の骨子を示し、当事者双方に和解を勧告する」とした（資料3・「和解勧告書」参照）。つまり、東京高裁は、この「自主的折衝の貴重な成果である『共同発表』に着目し、これを手がかりとして全体的解決を目指した和解を勧告をすることが相当であると考え」たのである（資料5・東京高裁「所感」参照）。このことは、東京高裁が「共同発表」に法的基礎を見出したことの証左と言える。

ここで問題となるのは、和解条項1条但書きの「被告鹿島建設は、右『共同発表』は被告の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、原告らはこれを了解した」との文言の解釈である。この点につき、原告側代表弁護士である新美隆・弁護士は、つぎのように述べている<sup>15)</sup>。

「本件和解の結果は、当事者の協議の積み重ねというよりも、裁判所が主導的にかつ慎重に積み重ねてきた指揮の結果というべきであり、『共同発表』に法的基礎があればこそ今回の和解勧告がなされたもの」である。「原告らの被告に対する損害賠償権が前提になってこそ、『共同発表』は法的意義があり、裁判所の勧告する和解の基礎となるものと解される。」「被告鹿島建設は、一審以来、一九九〇年の共同発表中の『責任』の二文字について、道義

的責任であって、法的責任まで承認したものではないことを強く主張してきた。被告は、「法的責任を認める趣旨でないことについて原告側の確認を求めたが、原告側だけでなく裁判所もこれを否定した。その上で、同意や承認という意味ではないものとして『理解』ないし『了解』の用語が詮議されてきたのである。」「この論点は、あくまで鹿島建設が法的責任を認めたものかどうかの問題にすぎず、本件和解の基礎をなす法的責任（義務）の存否ではないことである。」法的争点の観点からは、「厳密に言えば『共同発表』中の『責任』の二文字が法的責任（義務）の承認とみなされるかどうかは、鹿島建設の内心の問題ではなく、原告や社会通念からの客観的判定がなされるべきである。但書きは、中国人の強制連行・強制労働に関わった鹿島組の法的責任を免除するものではない」。

筆者も、こうした解釈を基本的に支持したい。裁判所は、和解提案をするに当たり、当事者双方の言い分を吟味しているはずであり、その法的争点が被告・鹿島建設の強制連行・強制労働による不法行為と安全配慮義務の不履行にあることは承知しているはずである。さらに、裁判所は、1990年7月5日の「共同発表」に和解の法的根拠を置いているとしている。「共同発表」では、鹿島建設自体が、強制連行・強制労働の事実を認め、企業としての「責任」を認識し、被害者に謝罪をしている。国家機関たる裁判所が、判決と同じ効力を有する公的文書たる「和解条項」を示すに当たり、法的責任の不存在を前提に、当事者双方に和解を促す筈はないであろう。この意味で、裁判所は、戦争犯罪に関わる謝罪と法的責任を前提とした上での、和解案の提示であったことは当然といえよう。「控訴人らはこれを了解した」とは、鹿島建設側が主観的に法的責任はないと言っていることを知ったということであり、それを認めたということではない。何故ならば、法的責任の存否は、新美弁護士の言うとおり、客観的に決められるべき事柄であるからである。

## （2）信託法理に基づく「全体的解決」の歴史的・法的意義

和解条項第2項は、「被告は、『共同発表』第二項記載の問題を解決するために、花岡出張所の現場で受難した者に対する慰霊等の念の表明として、中国紅十字会に五億円を信託する」と定め、信託法理に基づく和解を言明している。これは、原告側が1989年12月22日付で鹿島建設に送った、謝罪・記念館の建設・補償の3項目を要求する「公開書簡」に対して、「鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決しなければならない問題であることを認める」とする「共同発表」第2項の内容を具体化した条項である。

このような本件和解の解決方法には、戦後補償裁判ないしは戦後責任問題の視点からみた時、つぎのような歴史的・法的意義が認められよう。

この信託法理に基づく解決は、個々の被害者の被害回復を目指したのではなく、訴訟に参加していないすべての被害者の被害回復をもたらすものである<sup>10)</sup>。この点こそ、本件和解の

第1の、そして最大の特質であり、すべての戦争被害者の被害回復を図るために緻密に考え抜かれた、戦後補償裁判に関する様々な法理論の構築の中でも、きわめて画期的な法的理論構成であるといつてよい。

信託法によれば、不特定な又は不存在の受益者についても信託行為は可能であり、受益者の権利は信託行為によって無条件に成立するとされている。つまり、通常の訴訟における和解では、損害賠償の請求者についてのみ、原告・被告双方の合意に基づいて損害賠償が支払われることになるが、本件では、信託法に依拠することにより、請求者以外のすべての被害者に被害回復権が保障されることになった<sup>17)</sup>。

このことはわが国の戦争責任に対する反省と、戦後補償問題全般に関わる「重大なる人権侵害」に対する回復を図るものといえる。東京高裁自身が言っているように「従来の和解の手法にとらわれない大胆な発想」(資料5・「所感」)に基づくものといえよう。

さらに、こうした全体的解決を促した背景には、「諸外国の努力の軌跡とその成果にも心を配り」(資料5・「所感」)としているように、諸外国の取り組みが東京高裁の全体的解決に向けての和解案提案の参考にされたものと思われる<sup>18)</sup>。

また、こうした「全体的解決」は、日本国憲法の平和主義の原理からも高く評価できる。筆者は、憲法前文の平和への希求を求める規範的内容について、わが国がもたらした過去の「戦争の惨禍」、すなわち植民地支配や侵略戦争により、朝鮮半島や中国・台湾の人々をはじめ、他のアジア諸国の人々に対し、奴隷的強制や専制的支配を強い、多くの人々の生命を奪い、身体を傷つけ、財産を奪い、多大な精神的苦痛をもたらしたことへの反省を示しているとともに、日本政府に対して戦争被害者への謝罪と補償を行なうべきこと(戦後責任履行の規範的義務の遂行)を要請しているものと見て<sup>19)</sup>。本件和解の「全体的解決」は、こうした憲法前文の平和主義原理から導き出される戦後責任履行への規範的要請にも、合致するものといえる。

和解による信託法理に基づく「全体的解決」の意義として指摘したい第2の点は、戦後補償裁判の原告・被告双方が話し合いにより全体解決に向けて合意に達したという点である。

戦後補償問題の解決に向けての裁判あるいは市民運動などの取り組みの目的は、何よりも被害者の被害回復と日本およびかつて敵対した国相互の信頼の回復にあるが、それとともに重要なことは、日本がかつての植民地政策の誤りを認め、侵略行為による被害国民に対する過去の償いと謝罪を明確な形で示すこと、そのことにより二度と戦争による惨禍を招かないための各国政府および国民間の平和的友好関係の醸成にあると考えられる。この意味で、加害者と被害者の主張が平行線を辿ったまま、裁判所による判決の形態による解決が図られることは、必ずしも双方の信頼関係の醸成には結びつかない。

この意味で、被害者・加害者双方が、和解という手段により、粘り強く交渉と議論を続け、

双方の合意の下に「全体的解決」が図られたことは、日中両国の平和的で良好な関係を醸成する上で、政治的・社会的・歴史的なインパクトははかり知れないものがあるといえる。東京高裁が2000年4月21日に出した「見解」（資料4参照）で、「本件が和解によって解決を見ることの意義は、社会的、歴史的にみて判決によった場合のそれと比して数倍の価値があると思われる」としていることは、このことを言い表したものと理解できる。

本件和解の第3の意義として、中国人強制連行問題に関わり、国際人道活動に関わってきた中国紅十字会が利害関係人として和解に加わり、信託の受託者となった点があげられよう。中国における公的機関が受託者となり、全体的解決が図られる先例を作ったことで、この和解により、日中両国における戦後補償問題はもとより、すべての戦後補償問題の解決に向かって大きなヒントが与えられたように思われる。また、中国紅十字会が受託者とされたことは、紅十字会がこれまで、「日本に強制連行されて亡くなった中国人の遺骨送還の窓口になるなど重要な役割を果たし、国際人道主義の発展に貢献してきた」機関であり、受託者として適任と判断されたためであるとされる<sup>20)</sup>。

さらに和解条項第4項では、「中国紅十字会は、信託金を『花岡平和友好基金』として管理する。適正な管理運営のために、原告らが選任する九名以内の委員によって構成される運営委員が設置される。・・・本件基金は、日中友好の観点に立ち、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てる」とし、基金運営の適正化と目的が述べられている。ここでは、基金の設立の目的が、被害者の被害回復に止まることなく、日中友好の視点に立つべきことが強調されている。また、本件和解は、全体的解決ではあるが、その運営に原告の意思を反映させることは、これまで裁判を闘ってきた当事者たちの意向を尊重することであり、適切な運営方式であると思われる。被害者の調査や補償金の支給など、信託業務はこれから始められることになるが、この和解方式を通じて、日中友好という崇高な目的のため、日中両国の協力が期待されよう。

最後に第4の意義として、信託法理に基づく全体的解決の方式が今後に及ぼす影響があげられる。信託法理に基づく戦争被害者に対する個人補償（あるいは賠償）のあり方は、他の企業による戦争被害者のみならず、帝国日本政府の直接的な責任による戦争被害者に対する補償立法の制定にあたって、きわめて有効な補償方式として、大いに参考とされよう。

#### 4. おわりに

花岡事件訴訟和解によって採用された信託法理に基づく戦後補償問題の解決の方法は、これまで論じてきたように、戦後補償裁判の中であってきわめて画期的な歴史的意義をもつものと評価される。信託法に依拠することによって、個別的被害の救済に止まらず、全被害者の被害

回復を図る「全体的解決」の方式は、前章で述べたように、司法的解決のみならず、戦後補償問題全般に関する包括的立法が議論されている中であって、立法的解決の一つの有力な補償形式を提示しているものと思われる。戦後補償裁判の中で、和解を通じて、このような信託方式がとられていくことは、多岐にわたる困難な法的ハードルが立ちはだかっている戦後補償裁判において現実的な解決方法になろうし、戦後補償立法を制定する運動論の中でも検討すべき課題となろう。

最後に残された問題として、今後、帝国日本政府の戦争責任問題およびそれに加担した企業の法的責任が議論の対象とされねばならないだろう。本件では、中国人の強制連行・強制労働について、東京高裁は、1990年7月5日の「共同発表」を法的基礎にすえ、企業の戦争責任を前提とする和解案を示したのであるが、この「共同発表」で言及されている、1942年の強制連行・強制労働の実施を決めた「閣議決定」に関わり、今後帝国日本政府の法的責任の問題が議論されることになろう。戦後補償問題全般を見ても、日本政府も企業も、一貫して法的責任を否定している。こうした政府や加害企業の頑なな態度こそが、戦争被害者への被害回復の遅延を招いているといえる。このようなわが国の態度では、国連人権委員会で議論されている、戦争被害者の被害回復措置や再発防止策の策定をすることはできないであろう。

こうした困難な状況の中であって、21世紀を迎えた今日、花岡事件訴訟和解の成立によって、戦後補償問題の解決に向け、われわれは大きな勇気と希望が与えられることになった。

## 註

- <sup>1)</sup> わが国のアジア太平洋戦争における強制連行・強制労働についての実態や法構造および花岡事件の概要については、本誌掲載の石村修論文「花岡事件の周辺」、同「日本国の中国に対する戦後補償」専修大学社会科学研究所月報430号（1999年4月20日）27-35頁、田中宏「中国人の強制連行と国・企業-労働力の『行政供出』のメカニズム」古庄正・田中宏・佐藤健生ほか著『日本企業の戦争犯罪』（創史社、2000年）126-153頁、梶村太郎「花岡事件和解の意義と世界の潮流」週間金曜日346号（2001年1月12日号）66-68頁、戸塚悦朗「花岡事件、裁判上の和解成立-日本の司法は信頼を回復し、戦争責任問題を全面解決に導くことができるか」法学セミナー554号（2001年2月号）75-79頁など参照。
- <sup>2)</sup> この間の経緯について、福田昭典「鹿島建設 強制連行の企業責任認める-一転、歴史的先鞭つけ補償実現」前掲註1）『日本企業の戦争犯罪』154-55頁、本誌掲載・新美隆「花岡事件和解訴訟研究のために」16-17頁参照。
- <sup>3)</sup> 新美・前掲註2）「花岡事件和解訴訟研究のために」本誌17頁。

- 4) ここで注意しなければならないことは、「花岡事件」とはあくまでも日本側がつけた「暴動事件」の名称であり、本件訴訟で問題とされたことは、強制連行・強制労働に対する鹿島建設の法的責任の追及と被害者の被害回復である。この意味で、本件は「花岡強制連行事件」ともいうべきである。(この視点は、新美隆・弁護士のご指摘による。)
- 5) 東京地方裁判所平成9年12月10日判決(平成7年(ワ)第12631号 損害賠償請求事件)、判例集未登載。
- 6) ここでは、本稿のテーマとの関係で、園部判決の問題点については最少限のコメントを加えるにとどめる。この判決に対する批判については、福田・前掲註2)「鹿島建設 強制連行の企業責任認める一転、歴史的先鞭つけ補償実現」155-160頁、新美・前掲註2)「花岡事件和解訴訟研究のために」本誌17頁参照。また、本件の争点が民法解釈上の問題点にかかわることから、本判決についての民法学者の評釈を期待したい。
- 7) 民法724条は、「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ被害者ノ代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」と規定し、請求権の行使につき、短期3年、長期20年の期間制限を設けている。短期3年の場合は、被害者またはその代理人が損害及び加害者を知った時を時効の起算点とする消滅時効であると考えられている。しかし本条後段の長期20年の期間制限については、その法的性質について、消滅時効と解するか除斥期間と解するかをめぐり古くから対立があった。前述の最高裁第一小法廷平成12年12月21日判決では、既述のように除斥期間説に立ち、その理由として、時効と解することは不法行為をめぐり「法律関係の速やかな確定」を意図する本条項の趣旨に合致せず、「一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当」であるからとされた。この点につき、「学説は、民法制定後しばらくは二〇年は消滅時効であるといわれてきたが、しだいに除斥期間説が有力となり、近時は通説といわれるようになった。しかし、右の最一判平元・一二・二一が出たことにより、かえって、学者の多くは時効説をとり、また除斥期間説をとるものでも濫用の余地ありと解するなど、いまや時効説が優勢の感がある」とされている。(松久三四彦「消滅時効」山田卓生編集『新・現代損害賠償法講座① 総論』、日本評論社、1997年、286頁。)
- 8) これに関し、中国から強制連行され、13年間北海道の山中で逃亡生活を送った中国人強制連行労働者が、日本政府に賠償を求めていた訴訟で、2001年7月12日、東京地方裁判所は、戦後、国は強制連行した人たちを保護すべき義務が生じたと認定し、国は原告の逃亡を知っており、逃亡後の生活は生命・身体の危険があることを予測できたのに、捜索し保護する義務を怠ったとの判断を示した。そして、除斥期間については、このケースのように「著

しく正義に反する時は適用を制限できる」と判示し、政府に不法行為に基づく賠償を命じたのである（平成13年7月12日東京地方裁判所判決、平成8年（ワ）第5435号損害賠償請求事件、判例集未搭載）。しかしこの事例は、戦後補償問題としてはきわめて特殊なケースと考えられる。政府が逃亡した強制連行労働者を探さなかったからといって、除斥期間の適用がなされないとする判断については、議論があろう。

- 9) 福田・前掲註2)「鹿島建設 強制連行の企業責任認める――転、歴史的先鞭つけ補償実現」155-56頁。
- 10) 東京高等裁判所第17民事部、平成9年（ネ）第5746号、鹿島花岡中国人強制連行損害賠償請求控訴事件「控訴理由書」（1998年6月22日）。
- 11) その概要については、田中・前掲註1)「中国人の強制連行と国・企業-労働力の『行政供出』のメカニズム」参照。
- 12) この間の経緯につき、新美隆「花岡事件和解の経緯と意義」季刊戦争責任第31号（2001年春季号）36-39頁、新美・前掲註2)「花岡事件和解訴訟研究のために」本誌20-22頁、福田・前掲註2)「鹿島建設 強制連行の企業責任認める――転、歴史的先鞭つけ補償実現」160-61頁参照。
- 13) 東京高裁が和解成立後に出した「所感」に関わり、内田雅敏・弁護士が述べているように、東京高裁の戦後補償問題解決に対する努力は、「この種の戦争戦争補償の問題について消極的である――第一審判決はその典型例であった――ことによって失われつつあった司法に対する信頼を呼び戻すものでもある」といえよう（内田雅敏「『花岡事件』和解成立の意味するもの」世界2001年2月号、32頁）。
- 14) 本件和解条項の内容の詳細な解釈については、新美・前掲註10)「花岡事件和解の経緯と意義」39-42頁、新美・前掲註2)「花岡事件和解訴訟研究のために」本誌35-38頁参照。なお、和解条項の意義についての正しい理解および各条項の解釈にあたっては、和解条項を補完する歴史的文書として、1990年7月5日の「共同発表」、2000年4月21日の東京高裁による「和解勧告書」、同「見解」、2000年11月29日の和解成立直後に出された東京高裁の「所感」、同日に出された新美隆・原告側代表弁護士の「談話メモ」（いずれも末尾に資料として掲載）の内容を、充分参考にすべきである。
- 15) 新美隆・前掲註12)「花岡事件和解の経緯と意義」39-40頁。
- 16) 信託とは、1922年制定の信託法に基づく、財産管理制度の一形態ということができる。信託法第1条は「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と規定している。学説によると、信託とは、「ある者（委託者）が法律行為（信託行為）によって、ある者（受託者）に財産

権（信託財産）を帰属させつつ、同時に、その財産を、一定の目的（信託目的）に従って、社会のためにまたは自己もしくは他人—受益者—のために、管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係」と定義されている（四宮和夫『信託法[新版]』、有斐閣、1989年、7頁）。信託の設定にあたっては、「委託者は財産管理の目的や方法を指示することができる。受託者の財産管理は、これに従わなければならない。形式上、受託者名義のものではあっても、実質的には委託者の財産だからである。」「この意味において、信託はとくに信任関係を基礎としているはずであって、受託者の任務や責任はとくに重大なものといわなければならない。」（田中實『信託法入門』、有斐閣、1992年、5頁。）こうした信託の意義からすると、後に見るように、本件和解において、戦争被害者の援護活動を行っている中国紅十字社という公益団体を受託者としたことは、きわめて適切な判断であったといえる。

<sup>17)</sup> この信託法理を全体解決に結びつける緻密な法的理論構成の着想について、原告側の代表弁護士である新美隆弁護士は、「筆者の顧問先で企業年金の解約問題が発生し、その処理にあっている時、信託法理（1922年制定の信託法）の適用がもっともふさわしいことに思い至った」（新美・前掲註2）「花岡事件和解訴訟研究のために」本誌20頁参照）とされ、「花岡事件の如く、歴史的には九八六人の連行被害者が存在したことが認められるものの、その存在確認や連絡がとれないままのような事例であっても、歴史的事実を以て解決が可能となる法的構成は信託法理が適切である」としている（新美・前掲註12）「花岡事件和解の経緯と意義」40頁）。

<sup>18)</sup> 具体的には、2000年7月6日ドイツで制定された「『記憶・責任・未来』基金の創設に関する法律」が想定されよう。この法律は、強制労働被害者への補償のために、ドイツ連邦政府、州政府、企業が総額100億マルク（約5,400億円）の補償基金財団、「『記憶・責任・未来』基金」を創設し、ナチスによる強制労働により被害を受けた人々に対する補償を行おうとするものである。この基金は、はじめて外国人の強制労働者を対象としたものであり、画期的なものとして注目を集めている。（「記憶・責任・未来」基金の解説・聞き取り調査報告・法律原文の邦訳について、ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査団編「ドイツ連邦共和国における『記憶・責任・未来』基金調査報告書」（連絡先、森田太三・弁護士）、その概要について、佐藤建生「ドイツ企業の『記憶、責任そして未来』—強制連行労働者への補償基金」前掲註1）『日本企業の戦争犯罪』10—46頁など参照。）

<sup>19)</sup> 拙稿「『従軍慰安婦』問題と平和主義の原理—関釜裁判一審（山口地裁下関支部）判決をめぐって—」専修大学法学研究所紀要25『公法の諸問題V』（2000年3月）147頁。

<sup>20)</sup> 新美・前掲註12）「花岡事件和解の経緯と意義」37頁。



## 資料 1

平成九年（ネ）第五七四六号 損害賠償請求控訴事件

控 訴 人 耿 諄 外 10 名

被 控 訴 人 鹿島建設株式会社

### 和 解 条 項

- 一 当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。
- 二 被控訴人は、前項の「共同発表」第二項記載の問題を解決するため、花岡出張所の現場で受難した者（以下「受難者」という。）に対する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会（以下「利害関係人」という。）に対し金五億円（以下「本件信託金」という。）を信託する。利害関係人はこれを引き受け、控訴人らは右信託を了承する。
- 三 被控訴人は、本件信託金全額を平成一二年一二月一一日限り利害関係人代理人弁護士新美隆の指定する銀行預金口座に送金して支払う。
- 四 利害関係人（以下本項において「受託者」という。）は、本件信託金を「花岡平和友好基金」（以下「本件基金」という。）として管理し、以下のとおり運用する。
  - 1 受託者は、本件基金の適正な管理運用を目的として「花岡平和友好基金運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。
  - 2 運営委員会は、控訴人らが選任する九名以内の委員によって構成されるものとし、委員の互選により指名される委員長が運営委員会を代表する。ただし、被控訴人が委員の選出を希望するときは、右委員のうち一名は随時被控訴人が指名することができる。  
運営委員会の組織及び信託事務の詳細は運営委員会が別に定める。
  - 3 本件基金は、日中友好の観点に立ち、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるものとする。
  - 4 受難者及びその遺族は、第二項記載の信託の受益者として、運営委員会が定めるところに従って本件信託金の支払を求めることができる。
  - 5 受託者は、受難者及びその遺族に対して前号の支払をするときは、本件信託金の委託者が被控訴人であること及び本件和解の趣旨について説明し、右支払を受ける者から本件和解を承認する旨の書面二通（本人の署名又は記名押印のあるもの）を取得し、そのうちの一通を被控訴人に交付する。
  - 6 本件借託金の支払を受ける遺族の範囲については、遺族の実情に照らして運営委員会が定める。

- 7 運営委員会は、受難者及び遺族の調査のために、本件和解の趣旨について、他の機関、団体の協力を得て周知徹底を図るものとする。
  - 8 本件信託は、その目的を達したときに運営委員会の決議により終了する。その場合の残余財産の処分方法は運営委員会が定める。
- 五 本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり、控訴人らを含む受難者及びその遺族が花岡事件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。
- 利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があった場合、第四項第5号の書面を提出した者であると否とを問わず、利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する。
- 六 控訴人ら、利害関係人と被控訴人との間には、本和解条項に定めるもの以外に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 七 訴訟費用及び和解費用は第一、二審とも各自の負担とする。
- 八 本和解は、日本語版をもって正文とする。

以 上

## 資 料 2

### 共 同 発 表

1944年から1945年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉱山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合わせ認識が一致したので、ここに発表する。

1. 中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。
2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年12月22日付けで公開書簡を鹿島建設株式会社へ送った。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。
3. 双方は以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」（周恩来）との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

1990. 7. 5 東京にて

花岡事件中国人生存者・遺族を代表して

耿 諄



## 資料 4

### 二〇〇〇年四月二日に裁判所が述べた見解

裁判所は平成二年（一九九〇年）七月五日の時点で、同日付共同発表にあらわれたような決意を表明した被控訴人会社の見解に深甚の敬意を表するものである。しかし、その一方、既に一〇年になんなんとして未だに共同発表第三項に謳われた「協議」に基づく「問題の早期解決」が実現していないことを残念に思う。

いわゆる戦後補償の問題解決にはいろいろな困難があり、立場の異なる双方当事者の意向がたやすく一致し得るものでないことは事柄の性質上やむを得ないところがあると考えられる。裁判所が、公正な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えて和解を勧告してきたゆえんである。しかし、開きは依然として大きく、裁判所の調整の努力も限界に達したように思われる。

この上は裁判所が和解案の骨子を提示して当事者双方にこれを受諾するか否かの最終の決断を迫るしか途は残されていないと考える。裁判所は和解を勧告する過程で折りにふれて裁判所の考え方を披瀝してきた。もちろん和解が成立しない場合には判決で請求権の存否につき判断しなければならないので心証を開示することは許されず、留保付きのものであると断ってきたが、そのような制約の下で可能な限り和解成立に向けて裁判所の意図するところが決して無理なものではなく、かえって合理的なものであることを、いわば腹のうちを打ち明けてお話ししたつもりである。

今回提示する和解案の骨子はその線に沿ったものであることは一目して明らかであると思われる。

本件が和解によって解決を見ることの意義は、社会的、歴史的にみて、判決によった場合のそれと比して数倍の価値があると思われる。当事者双方ともその意義を改めて認識し裁判所の意のあるところを汲んで、共同発表からちょうど一〇年、西暦二〇〇〇年という記念すべき年に当たって賢明な決断をされるよう切に願う次第である。

## 資料 5

### 所 感

控訴人らは平成七年（一九九五年）六月二八日東京地方裁判所に本件損害賠償請求訴訟を提起し、被控訴人はその法的責任を争ってきた。控訴人らの主張の基調は、受難者は、第二次世界大戦中の日本政府の方針、すなわち戦時中の労働力に不足に対するため中国人俘虜等を利用するという国際法に違反する扱いによって強制連行され強制労働に従事させられるとともに虐待を受けたというものである。これに対し、被控訴人の主張の基調は、花岡出張所における生

活については、戦争中の日本国内の社会的・経済的状况に起因するもので、被控訴人は国が定めた詳細な処遇基準の下で食糧面等各般において最大限の配慮を尽くしており、なお、戦争に伴う事象については昭和四七年の日中共同声明によりすでに解決された等というものである。

控訴審である当裁判所は、このような主張の対立の下で事実関係及び被控訴人の法的責任の有無を解明するため審理を重ねて来たが、控訴人らの被った労苦が計り知れないものであることに思いを致し、被控訴人もこの点をあえて否定するものではないであろうと考えられることからして、一方で和解による解決の途を探ってきた。そして、裁判所は当事者間の自主的折衝の貴重な成果である「共同発表」に着目し、これを手がかりとして全体的解決を目指した和解を勧告するのが相当であると考え、平成十一年九月一〇日、職権をもって和解の勧告をした。

広く戦争がもたらした被害の回復の問題を包む事案の解決には種々の困難があり、立場の異なる双方当事者の認識や意向がたやすく一致し得るものでないことは事柄の性質上やむを得ないところがあると考えられ、裁判所が公平な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えたゆえんである。

裁判所は、和解を勧告する過程で折りに触れて裁判所の考え方を率直に披瀝し、本件事件に特有の諸事情、問題点に止まることなく、戦争がもたらした被害の回復に向けた諸外国の努力の軌跡とその成果にも心を配り、従来 of 和解の手法にとらわれない大胆な発想により、利害関係人中国紅十字会の参加を得ていわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るべく努力を重ねてきた。過日裁判所が当事者双方に示した基本的合意事項の骨子は、まさにこのような裁判所の決意と信念のあらわれである。

本日ここに、「共同発表」からちょうど一〇年、二〇世紀がその終焉を迎えるに当り、花岡事件がこれと軌を一にして和解により解決することはまことに意義のあることであり、控訴人らと被控訴人との間の紛争を解決するというに止まらず、日中両国及び両国国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える。裁判所は、当事者双方及び利害関係人中国紅十字会の聡明にしてかつ未来を見据えた決断に対し、改めて深甚なる敬意を表明する。

平成十二年一月二十九日

東京高等裁判所第一七民事部

裁判長裁判官 新村 正人

裁判官 宮岡 章

裁判官 田川 直之

和解成立についての談話メモ

2000年11月29日

弁護士 新美 隆

- 1 本日の和解成立を見届けて、11名の控訴人（原告）の代理人として、また中国紅十字会の代理人として、コメントをします。

本日の和解は、内外を問わず多くの人々が待ち望んでいたもので、歴史的に見ても文字通り画期的なものです。昨年9月10日の東京高裁17民事部の職権和解勧告からすでに1年余を経過しました。この期間中に孟繁武、王敏の二人の原告を失い、一審中に亡くなった李克金を含め3名の方々が、本日の結末を見届けることができなかつたことは、誠に残念です。

この1年余の和解協議においては、正に第1歩を踏み出す者のみが味合わなければならない「生みの苦しみ」がありました。

本日の和解は、日中間の戦争が残した問題がなお解決しなければならないものであると同時に、日中友好という観点から解決できることを示したものです。裁判所が述べられたように20世紀終焉の時にあたって、本日の和解は、来る世紀への日中友好の一層の進展に向けて、ひとつの輝く架け橋になるものと信じています。

支援・支持していただいた内外のみなさんに心から感謝申し上げます。

本件和解の意義を認めて、50年来の懸案という頸木を絶つ決断をされた鹿島建設の役員の皆様に敬意を表します。

そして、花岡事件解決の歴史的意義を深く認識し、固い信念と決意をもって困難至極の和解協議を忍耐強く指揮した東京高裁17民事部の新村裁判長をはじめとする三名の裁判官諸氏に対して心から感謝申し上げます。日本司法の歴史認識と度量を十分に示し司法の役割を果たされたことに深甚なる敬意を表します。

- 2 本日の和解に至る花岡事件の経過については、花岡事件年表（後掲、筆者註）のとおりです。  
3 和解条項についてのコメント

第1項 1990年7月5日「共同発表」（資料参照）は、戦後補償を求める動きの嚆矢ともいえるべきもので、当時、各方面に大きな衝撃を与えたものです。

この共同発表は、1989年12月22日付の公開書簡での耿諄ら生存者らの要求を受けたもので、周恩来総理の「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」との高い理念に基づいています。

但し書で、法的責任について触れていますが、これは、鹿島建設側が当初、法的責任を認めた趣旨のものではないことの確認を求めて来たのに対し、これが拒否された

上で表現されたものであって、法的責任のないことを認めたものではありません。

これまでの日本の戦後補償に関する和解例では、法的責任はおろか何らかの責任を表明した例はなく、強制労働に関するドイツの先例や基金においても、法的責任のないことを確認することが前提となっていることからしても、この条項の但し書きは、共同発表の訴訟上の和解での再確認とともに画期的なものと言えます。

第2項 今回の和解の最大の特徴は、原告11名の解決ではなく、全体的解決をはかろうとする点にあります。この法的構成として、信託法理を適用し、かつ中国人強制連行問題に歴史的にも関わり国際人道活動に顕著な実績にある中国紅十字会が利害関係人として和解に参加し、信託の受託者となりました。

信託金額については、裁判所の所感にもあるようにこれまでの諸外国の事例も考慮した上で裁判所が総合的に判断して勧告されたものです。この事情の中には、986人の被害者については、すでに55年を経過していることから調査の実効性の不確定さも含まれているものと理解しています。

信託金額については、当初、原告側においても強い戸惑いがあったことは事実ですが、裁判所の強い信念と決意を理解し、和解解決の歴史的意義を評価して同意したものです（なお、本件訴訟での原告ら11名の請求総額は、弁護士費用を除けば、合計5,500万円です。）。

第4項 本件信託金は、「花岡平和友好基金」として、運営委員会によって運用管理されます。運営委員会の委員は9名以下を定員として、控訴人（原告）らが、選任しますが、内1名は、鹿島建設が希望するときはいつでも委員を派遣することができるようになっています。本日以降、すみやかに運営委員の選出が控訴人（原告）団によって行われる運びになっています。運営委員会が定める一定の金額が、被害者に支払われますが基金独自の事業にも使用されます。

第5項 全体解決となることを保証する条項です。

なお、鹿島建設が、1990年7月5日の共同発表という合意文書に表された率直な事実認識と深い反省にもかかわらず、訴訟になって以降、和解成立までに一部（純粋な法的主張ではなく）この共同発表の精神に反するかの如き主張を繰り返したことが、中国人被害者の強い反発と不信をかったことを原告側の率直な気持ちとして付言したいと思います。

長年の敵対関係を友好関係に転換するためには大きな勇気が必要であることは言うまでもありません。本日の和解を契機にして、鹿島建設において歴史事実を直視し、日中友好の大道を堂々と歩まれんことを衷心より期待したいと思います。

以 上

## 花岡事件年表

- 1942年 閣議決定。
- 1944年から45年にかけて986人が鹿島組花岡出張所に強制連行。
- 1845年 6月30日 夜、一斉蜂起。  
8月15日 敗戦。  
9月11日 秋田地方裁判所、耿諄大隊長ら暴動事件首謀者に有罪判決。
- 1945年10月 アメリカ軍中山寮を確認。戦争犯罪調査開始。(1946年1月までの死亡総数は、418名)
- 1948年 3月1日 アメリカ第8軍戦争犯罪法廷(横浜裁判)で河野正敏ら鹿島組現場責任者らに対し有罪判決(補導員ら3名絞首刑、1名は終身刑、警察関係2名は禁固20年)。
- 1949年10月 中華人民共和国 成立  
鹿島建設、信正寺裏境内地に供養塔設置。
- 1953年から1964年にかけて、遺骨送還運動(中国側の受け入れ窓口は、中国紅十字会)。
- 1972年 9月 日中共同声明(日中国交回復)。
- 1978年 8月 日中平和友好条約締結
- 1989年12月21日 耿諄ら花岡事件生存者、鹿島建設に対し株式会社に対し、公開書簡により三項目要求を提出。
- 1990年 7月5日 「共同発表」。
- 1995年 3月 交渉打ち切り通告。  
6月28日 原告(耿諄氏ら11名)鹿島建設を被告として損害賠償請求訴訟を提起(中国人被害者による初の訴訟提起)。
- 1997年12月10日 東京地方裁判所、原告らの請求を棄却する判決を言い渡す。  
12月12日 東京高等裁判所に控訴申立(東京高裁第17民事部系属)。
- 1998年 7月15日 控訴審第1回期日(以後、6回の口頭弁論)。
- 1999年 9月10日 東京高裁17民事部職権和解勧告。  
12月16日 中国紅十字会総会、和解手続きに利害関係人として参加することを正式表明。
- 2000年 4月21日 東京高裁17民事部和解勧告書(和解骨子)を当事者双方に提示。  
5月31日 中国紅十字会(中国政府)裁判所の和解勧告書に異議のない旨通知。  
11月10日 裁判所和解条項案を当事者代理人双方に提示。  
11月21日 午後6時からの和解期日において和解条項の成案を確認。  
11月29日 午後2時、第20回和解期日にて和解成立。